

令和8年度プロボノによる地域課題解決支援事業 実施仕様書

1 委託事業名

令和8年度プロボノによる地域課題解決支援事業

2 事業目的

地域課題解決のため、個人や企業による地域活動や社会貢献活動への参画を後押しするとともに、個人のノウハウやスキルを地域活動団体の支援につなげるコーディネーターの育成等を通じて、県内でのプロボノを活用した地域課題解決の自走化や多様な主体による協働を進めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 委託料

5,000千円を上限とする。(消費税及び地方消費税含む)

5 事業内容

プロボノによる実務スキルの提供を通じた課題解決を支援し、併せて、プロボノを本業・副業に次ぐ第3のキャリア形成と位置付け、セミナーや企業訪問による啓発を実施する。また、地域活動団体のニーズや課題などを整理し、プロボノとつなげるコーディネーターの育成を行う。

(1) プロボノ活用プロジェクトの企画提案及び運営

- ① 業務の目的に資する事業全体のプロジェクトを設計し、運営すること。
- ② 事業実施団体が提案する企画案をもとに県と協議し、プログラムの実施内容を立案すること。

(2) プロボノ・受援団体の募集、説明会の実施

- ① プロボノ・受援団体の募集

県内全域の地域団体、NPO等にプロボノ・受援団体向けの募集用チラシ等の作成・印刷・配布およびWEBページ、SNSアカウントなどによる周知を行うこと

- ② プロボノ・受援団体向けの説明会の実施

プロボノ・受援団体向けに、プロボノの概要から、具体的な事例とその効果などの説明を行う。各3回以上実施し、内1回は県内で対面により実施する。

(3) プロボノと受援団体のマッチング、伴走支援

- ① 受援団体が解決したいと考える地域課題を的確に把握し、その課題解決に資するプロボノの募集、マッチングを行う。

受援団体は3団体以上、プロボノワーカーの参加者数は15人以上を目標とし、受援団体の選定方法を具体的に提案すること。

- ② プロジェクト全体の進行管理、受援団体、プロボノ双方のフォローアップを行うとともに、ミーティング等への参加、サポートなどを行う。

- ③ プロボノと受援団体が行うミーティングごとに議事要旨を作成し、県へ報告すること。
- ④ その他、プロジェクトの伴走支援を行うにあたり必要な支援、経費の支出を行うこと。

(4) 企業啓発訪問

県内の企業を 10 社程度訪問し、社員のスキル向上としてプロボノ活用を提案する。

(5) 中間支援団体等に対するコーディネーター育成に関する意見交換会等の実施

県内において、対面で 1 回、中間支援団体等に対し、コーディネーター育成に関する意見交換会を実施する他、県内中間支援団体等の県内でプロボノを推進していく中間支援団体等のパートナーと連携体制を整える。その際には、連携して課題解決に取り組む中間支援団体等の実費経費等、参画に伴う経済的負担の軽減に配慮すること。

(6) 事業全体の広報

事業実施団体が保有する WEB ページ、SNS アカウントなどを活用し、本事業の実施内容を周知すること。

(7) 成果報告会の実施、報告書の提出

上記（1）～（6）の結果の成果報告会を対面で 1 回実施するとともに、成果を報告書にまとめ、関係資料等必要な書類を添付した上で、令和 9 年 4 月 10 日までに提出すること。また、県と協議の上、受援団体・プロボノ・中間支援団体を対象にアンケートを実施すること。

6 経 費

(1) 対象となる経費

① 事業に要する経費（人件費、広報費、消耗品費、旅費、謝金等）その他事業実施に必要な経費

※機器・機械等については、原則リース又はレンタルでの対応とする。

② 消費税及び地方消費税

上記①の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外の経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費、受託者の本来業務に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

7 著作権等

- (1) 本業務により制作される成果物等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

8 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事

業実施団体との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載している要求事項は必要要件であるが、当該要求事項と同等の機能・役務を満たすような提案で、県にとってさらに有利なものと判断した場合には提案内容を採用することがある。
- (3) 事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (4) 本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 事業実施に際しては、県民躍動課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議ができる体制とすること。
- (7) 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。

(8) 機密の保持

事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(9) 個人情報の保護

事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。

(10) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、事業実施団体は県に対し全ての責任を負うものとする。

(11) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。